

論 公益法人改革

監理企画調整部

「公益」の定義について

「公益目的事業」についての認識を深めるために、今月は堀田力氏（弁護士・さわやか福祉財団理事長）の「公益」の定義に関する考え方を紹介する。

問題点

「公益」の定義は、教科書などでは「不特定かつ多数の者の利益」とされている。

しかし、この定義は、きわめて曖昧であって、これでは準則主義による「公益法人」の設立は到底無理である。

もう一つの問題は、その内容において、この定義で十分かということである。

たとえば、営利企業も「自分たちは、不特定かつ多数の者の利益のために事業をやっている」というのではないだろうか。

この二つの問題（曖昧さと内容の不十分さ）は、「公益」という言葉を「社会貢献」と言い換えたところで同じようにつきまってくる。

公益とは何か？

そこで、「公益」の内容を確認する作業からとりかかる。

「公益」とは「一般の人々の利益」であり、「一般の人々」とは「不特定かつ多数の者」だから、この定義は、いい線をいっていると言える。

そこで二つの観点から、その内容に過不足がないかを検証する。

I. 一つは、公益と異なる利益と区別できているかという観点である。

公益と異なる利益は、「私益」（個人の利益）と「共益」（特定グループだけの利益）である。

1) まず、「私益」と区別するのは、「多数」という定義である。個人の利益と区別するという目的からすると、「多数」とは「二人以上」ということになる。

ここで二つの問題が生じる。

一つは、受益者が一人であっても、「公益」と認めるべき事業はないかという問題である。例えば、難病のこどもを救うための募金活動は、公益活動ではないだろうか。救う相手が一人の場合は、この定義にあてはまらない。

しかし、募金する人々が親戚とか同級生など、特定された人であればともかく、広く不特定かつ多数の人々がこれをする場合は、公益活動と認めてよいと考える。一般の人々が、他者のためにするその活動を重要だと認めているからである。このような場合を含めるとすれば、「公益」とは、「**不特定多数の者の利益（不特定かつ多数の者による寄附その他の貢献活動が対象とする利益を含む）**」という定義になるであろう。

もう一つの問題は、「営利企業も不特定かつ多数の者の利益を実現しようとするものではないか」というものである。確かに、営利企業は、不特定多数の人々のために行うものである。不特定多数の人々が顧客とならないような企業は成り立たない。しかし、誰も営利事業を「公益」事業とは認めないであろう。

その理由は、営利事業が「個人の経済的利益」を目的とする事業だからである。「儲け」は結局分配によって個人（株式会社ならば株主）に帰属する。

つまり、実現しようとする利益（活動の対象となっている利益）は「不特定かつ多数の者の利益」であっても、その活動を行う者の目的が個人の利益（儲けの分配）にある時は、これを「公益」から除く必要がある。これを法文の形で書くと、「公益」とは、不特定かつ多数の者の利益（不特定かつ多数の者による寄附その他の貢献活動が対象とする利益を含み、